

11月は「労働保険適用促進強化期間」です

厚生労働省では、「労働保険未手続事業の一掃」に向けて年間を通じた啓発を図るとともに、11月1日から11月30日までの1か月を、「労働保険適用促進強化期間」として、全国的に集中的な広報活動を展開します。

労働保険(労災保険と雇用保険)は、職場の皆さんが安心して働いていただくため、政府が管理・運営している保険制度です。

★ 労災保険とは

労働者が業務上の事由や通勤によって負傷したり、疾病になったり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な給付を行うものです。

また、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者およびその遺族の援護、労働者の安全および衛生の確保を図るための社会復帰促進等事業も行っています。

★ 雇用保険とは

労働者が失業した場合、雇用の継続が困難となる事由が生じた場合、職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、その生活や雇用の安定を図るとともに、再就職と職業生活の継続を援助するものです。

また、失業の予防、雇用状態の是正および雇用機会の増大、労働者の能力の開発および向上、その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

労働者(パート及びアルバイトを含む)を雇用する事業主は、業種や規模の大小にかかわらず、すべて労働保険に加入することとなっております。加入手続きを故意に怠っていると、労働保険料を遡って徴収されるのみならず、追徴金をも徴収されることとなります。

加えて、事業主が加入手続きを怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、遡って保険料を徴収するほか、労災保険から給付を受けた金額の100%または40%を事業主から徴収することとなりますのでご注意ください。

労働保険の加入については、労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)で手続きをとってください。

労災保険・雇用保険には、中小企業の事業主の委託を受けて、事業主に代わり労働保険の事務処理を代行する「労働保険事務組合」制度がありますので、ご活用ください。

なお、詳しいことは、次の機関にお気軽にご相談、お問い合わせください。

滋賀労働局・労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)